平成２４年（フ）第１３７１２号
神奈川県平塚市南原１丁目16―20
債務者　山本　紀子（旧姓村越）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７１３号
東京都練馬区南田中４丁目14―18
債務者　吉田　松藏
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７１５号
東京都板橋区西台２丁目28―１　荒井荘
債務者　安達　幸雄
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７１７号
東京都世田谷区用賀４丁目13―７―405
債務者　西村　裕美（旧姓田嶌）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７２０号
東京都杉並区和泉２丁目26―45
債務者　大竹美枝子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７３３号
東京都豊島区上池袋４丁目３―５―205
債務者　森脇　貴子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７３４号
東京都練馬区石神井町４丁目26―７―104
債務者　齋藤美由紀
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７４０号
東京都台東区清川２丁目16―５　ビジネスホテル紅陽
債務者　江口　広実
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７４１号
東京都八王子市散田町１丁目１―Ｄ―601
債務者　古本　薫子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７４５号
千葉県船橋市咲が丘４丁目11―５　ベルピア二和向台第２・２―202
債務者　宍倉　英幸
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７４６号
千葉県八街市八街に53―343
債務者　石田　裕次
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７４７号
千葉県八街市八街に53―343
債務者　石田　由美
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７４８号
東京都練馬区石神井台３丁目12―16―201
債務者　伊藤　智徳
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７５０号
東京都板橋区高島平５丁目41―10―103
債務者　細川　彰二
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７５３号
東京都杉並区桃井４丁目３―13―205
債務者　浦沢　　健
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７５８号
東京都墨田区八広４丁目34―12―303
債務者　木村　利也
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部